

鳥取県発 地域主権型社会の 実現を目指して！！

第4回 地域主権検討プロジェクトチーム会議 次第

1 日 時 平成21年11月16日（月）15：30～

2 場 所 執行部控室（議会棟2F）

3 議 題

- (1) 各主体が担う行政サービスのあり方について
- (2) その他

[資 料]

○各部局主管課提出資料

総務	P 1	福祉保健	P 2
生活環境	P 6	商工労働	P 9
農林水産	P 11	県土整備	P 13
教育	P 15			

○事務権限配分に関する補完性原理についてのメモ

（とっとり地域連携・総合研究センター 吉弘研究員）

出席者名簿

【地域主権検討PT】

所 属	役 職	氏 名	備 考
防災局 防災チーム	副局長	城平 守朗	
総務部 総務課	課長補佐	田中 順一	
財政課	総括主計員	池田 一彦	
税務課	課長補佐	谷長 正彦	
行財政改革局 業務効率化室	筆頭主幹	安養寺 博	
文化観光局 文化政策課	課 長	小林 直樹	
福祉保健部 福祉保健課	課 長	中林 宏敬	
生活環境部 環境立県推進課	課長補佐	高務 裕子	
商工労働部 政策室	政策室長	前田 伸二	
農林水産部 農政課	課長補佐	北村 順一	
県土整備部 県土総務課	課長補佐	小畠 正一	
教育委員会事務局 教育総務課	課長	田中 規靖	
企画部	企画部長	林 昭男	
政策企画総室	総室長	小林 敬典	
"	企画調整チーム長	亀井 一賀	
"	次世代改革チーム長	若松 紀樹	
地域づくり支援局 自治振興課	課長補佐	伊藤 友昭	

地域主権型社会において行政サービスを担う主体について

主管課名 人権推進課

(1) 国の出先機関の業務・サービスのうち、市町村での対応が可能と思われるもの。

業 務	方 向 性	課題等
地方法務局 ・人権啓発	地域の実情を踏まえたきめ細かな人権啓発を推進するためには、市町村が主体となった体制を推進すべき。	現在、各市町村で実施している啓発活動は、国（地方法務局が窓口）からの委託（人権啓発活動地方委託費）により実施されているが（事務手続き上は県からの再委託）、委託費ではなく一般財源化への検討が必要。 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においても、「国は、 <u>委託その他の方法</u> により、財政上の措置を講ずることができる。」とされている。

(2) 各分野を担う主体について

分 野	方向性・視点	課題等

*分野区分については別紙「各分野を担うべき主体を検討する分野区分」(案)によって記載してください。

地域主権型社会において行政サービスを担う主体について

主管課名 福祉保健課

(1) 国の出先機関の業務・サービスのうち、市町村での対応が可能と思われるもの。

業 務	方 向 性	課題等
労働相談、勤労青少年対応	住民に身近で個別の対応がしやすい市町村窓口での対応を検討すべき。(勤労青少年対応は市では実施済み)	
公共職業安定、ハローワーク	全国的に統一した取扱いよりも、地域の特徴を踏まえるべきものと考えられ、県行政とも密接な業務であることから、都道府県域での実施が住民の利便向上につながる。	・ システム整備、専門職員の確保配置、職員のスキル維持の仕組みづくりが必要。
雇用均等	男女雇用均等、セクハラ、育児介護休業促進、パートタイム労働に関する普及啓発・相談対応は、必要な職員の配置があれば、県や市町村で可能。(今でも国と県では共通性が高い)	

(2) 各分野を担う主体について

分 野	方向性・視点	課題等
生活保護	<p>① 憲法に定める最低生活保障の制度の管理、給付などの保護基準の策定は国で実施。</p> <p>② 対象者に対する保護の決定・実施・就労等の指導は、最も身近な市町村で一元的に実施が望ましい。</p> <p>③ 県は、高度な専門性をもって市町村の保護業務を技術支援するとともに査察指導を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護業務を行う福祉事務所の設置は、住民に身近な福祉業務についての町村の判断による。 ○①の考え方から、財源については国で責任をもった対応が必要。 ○町村において福祉の専門知識をもった職員が確保されるまでの間は、高度な専門性をもった県の技術支援が不可欠。
福祉全般（障害福祉）	<p>① 障害福祉に関する事務の実施主体は原則として市町村。</p> <p>② 人材育成、専門的な相談支援、精神保健福祉をはじめとした広域的に対応した方が効率的な事務は、市町村の広域連合。</p> <p>③ 障害福祉に関する基本的な制度設計は国。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①②③については、第1原則（補完性の原則）により判断。 ○ 障害福祉サービスの提供に関する事務については、障害者自立支援法に基づき、現在でも原則、市町村が実施主体となっている。
障害福祉 (障害児の福祉・支援)	<p>① 個別の支給決定、措置決定事務並びに障害児に係る医療費（育成医療給付）事務等は、市町村で実施・対応することが妥当である。 ※児童の状況（健康・学校など）や家庭の状況など、具体的な情報は市町村の方が豊富に有しており、市町村で判断する方が適切かつ迅速であるため、県はその妥当性に対する判断を行うにとどめるべき。</p> <p>② 決定基準の設定や市町村の判断に対する技術的助言などは県が一律的に実施することが適当。 併せて、施設の受入調整・情報提供なども、県として行うことが望ましい。</p>	<p>①については、第1原則により市町村で行うことが大前提。</p> <p>②については、国・県全体の給付（財政支出）の適正化を確保するため、第1、第2原則から判断。</p>

介護保険	<p>介護保険は、市町村が運営主体。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 紙付と負担の関係を住民が関与し決定する仕組みを継続すべき。 ② 市町村が地域の実情に応じた介護報酬や指定基準が設定（「地域密着型サービス」や上乗せ給付等） 	<p>○①②について、介護保険財政の広域化によるメリットを追求する場合であっても、紙付と負担の関係の明確化、地域の実情に応じたサービス提供の観点から、県ではなく、市町村の組合（広域連合等）で実施すべき。</p>
母子保健	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域保健法の全面施行に伴い、平成9年度から、各種母子保健事業の実施主体は市町村で一元化。 ② 広域的・専門的な母子保健サービスの提供や市町村相互の連絡調整及び研修等については県が実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1原則（補完性の原則）により判断。 ○ ②について、県が実施しないとすれば、国保連合会、広域連合等第三機関での実施についての検討が必要
児童福祉	<p><児童福祉全般></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 児童福祉法において国・県・市町村の役割が明記されており、それに基づいて、原則、事務全般を市町村が実施している。 ② 広域的・専門的なサービスの提供や調整が必要な部分については県が実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1原則（補完性の原則）により判断。 ○ ②について県が実施しないとすれば、法改正及び県に代わって広域的・専門的調整等を行える機関等の検討が必要。
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村国民健康保険の財政は、県が運営主体となる。（原則） ② 県は保険料、保険給付の決定、市町村は申請・届出の受付などの窓口業務や保険料の徴収事務を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①②について、第1原則（補完性の原則）により市町村で行うことの大前提とするが、保険財政は広域化することにより安定することから、第2原則（スケールメリット）により判断。 ○ ①について、県単位の保険料を設定することになるが、現在の各市町村の保険料を統一するため調整が必要。 ○ ①について、県は保険運営のノウハウの取得が必要。 ○ 県が運営主体になることにより第2原則（スケールメリット）が図られるが、構造的に高齢者や低所得者が多い国民健康保険の財政は脆弱であるので、他の医療保険との一元化などさらなる対策が必要。

後期高齢者医療	<p>① 後期高齢者医療制度は、県単位の国民健康保険、協会けんぽ県支部とともに一元化し、県単位の地域医療保険とする。財政は、県が運営主体となる。(原則)</p> <p>② 県は保険料、保険給付の決定、市町村は申請・届出の受付などの窓口業務や保険料の徴収事務を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①②について、第1原則（補完性の原則）により市町村で行うことを大前提とするが、保険財政は集約化することにより安定することから、第2原則（スケールメリット）により判断。 ○ ①について、協会けんぽの被保険者は事業主負担がなくなる場合、保険料の増加が考えられる。 ○ ①について、県は保険運営のノウハウの取得が必要。
健康診断・保健指導	<p>特定健診・特定保健指導については、既に医療保険者（市町村国保や健保組合等）が実施主体となっており、県は医療保険者間の調整や、保健指導を実施できる人材育成といった市町村で実施できない部分を支援しているところ。</p> <p>乳幼児健診、がん検診等についても基本的に市町村が主体となって実施している。</p>	<p>県民の健康づくりの指標として、受診率の向上を掲げているが、制度改正後間もないため、県民の認知度も低く、受診率が低い状況。今後、受診率の向上のため、県としても広域的な広報等を実施していく必要がある。</p>

*分野区分については別紙「各分野を担うべき主体を検討する分野区分」(案)によって記載してください。

地域主権型社会において行政サービスを担う主体について

主管課名 環境立県推進課

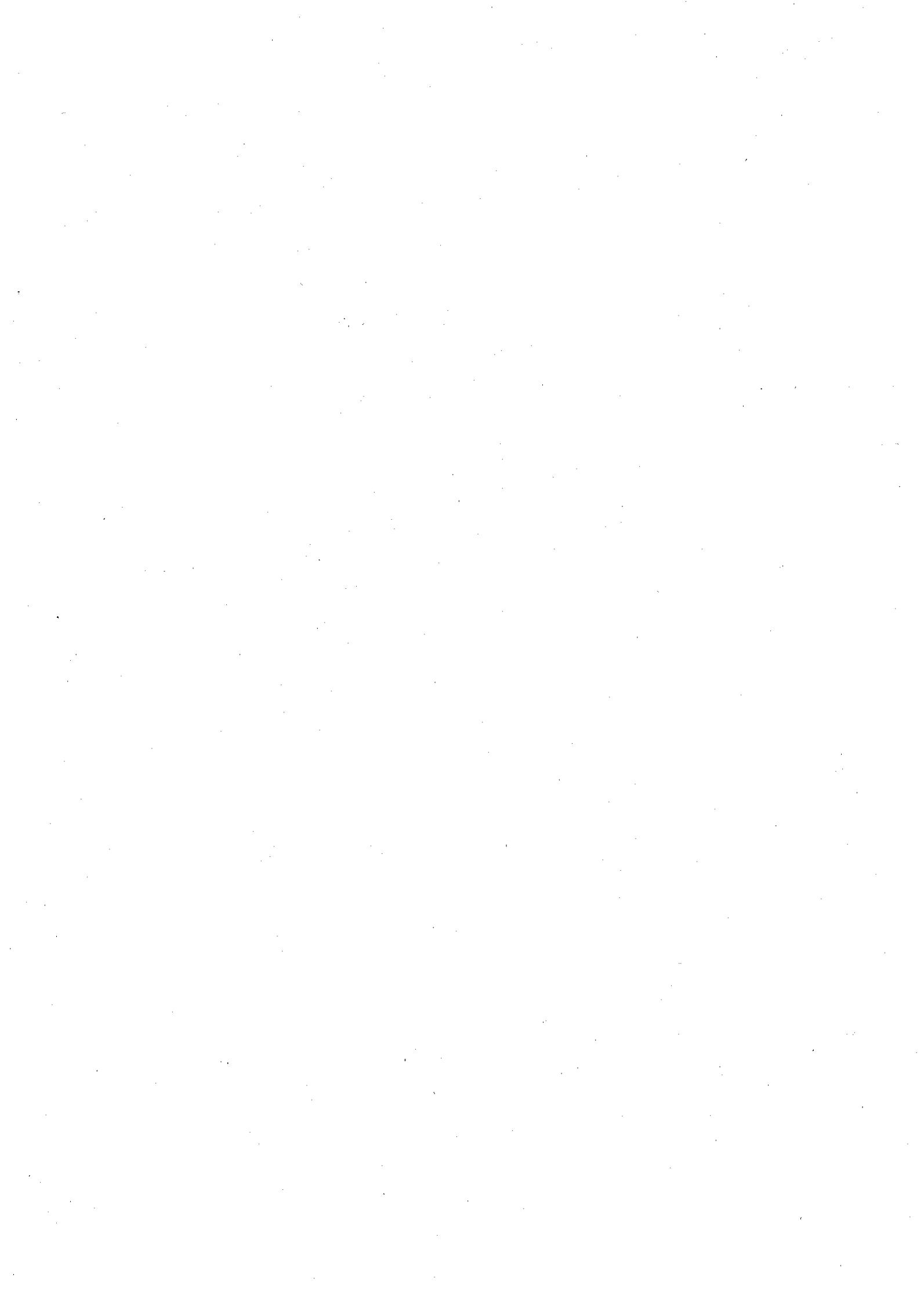
各分野を担う主体について

分 野	方向性・視点	課題等
環境保全	<p>① 環境保全行政(関係事業者の対策、環境教育等)は、原則、市町村が担う。</p> <p>ただし、不特定な汚染源対策、市町村間の利害に係る調整は、県が関与する。</p> <p>また、国際間の取り決めに係る国全体の対策のフレームづくりは国が行う。(地方公共団体が策定する計画(下水道事業計画、湖沼水質保全計画など)に対する国の認可・承認・同意等は廃止)</p> <p>② 全国的に貴重な自然の保護に係る地域指定(国立公園)やその保護・利用のフレームづくりは、国が行う。</p> <p>保護・利用の現場での対策は、原則、市町村が行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1原則により判断。 ○ 環境保全に係る広域的な啓発広報は、スケールメリットがある場合もあり、第2原則により判断。 ○ 市町村の財源が十分手当されることが必要。 また、技術者の確保等の体制整備が必要。
廃棄物処理・資源リサイクル	<p>① 原則、廃棄物処理・資源リサイクルに係る規制・指導行政は、市町村が対応。</p> <p>② ①の原則を踏まえつつ、廃棄物処理施設の整備については、広域的自治体で対応。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1原則(補完性の原則)により判断。 ○ ②について、市町村で行うことは施設規模を考慮すると非効率であり、第2原則(スケールメリット)により判断。 ○ 市町村の財源が十分手当されることが必要。 また、技術者の確保等の体制整備が必要。

消費者行政	<p>① 消費者行政については、原則は市町村が担う。</p> <p>② なお、食品行政については、国は制度設計と国際間取引における監視、県は行政検査、市町村は現場における監視指導と、それが役割分担して実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生法改正により保健所長権限の廃止が必要。 又は、市町村毎などに保健所の設置が必要。 ○ 食品衛生監視を行う専門職の配置が必要。 ○ 食品は全国流通であるため、全国ルール化が必要。 ○ 市町村の財源が十分手当されることが必要。
まちづくり	<p>① 景観法では、景観行政団体は、指定都市、中核市、その他の区域にあっては都道府県であり、指定都市・中核市以外の市町村は県知事と協議し同意を得た場合景観行政団体となることとなっているが、本来、住民に身近な景観形成は市町村が担当すべきである。</p> <p>② 都市計画の決定は、県の責任で行う施設の整備や国家的見地から決定する都市計画（県決定）を除いて、すべて市町村が行う。</p> <p>③ 県が都市計画を決定する際の国への同意付き協議は、国の責任で行う施設の整備や国家的見地から定める地域地区に関するものに限定。</p> <p>④ 市町村が都市計画を決定する際の県への同意付き協議の要否の判断は地方に委ね地域の実情が反映できる仕組みとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の区域を超える広域的な調整は、③の県への同意付き協議により担保 ○ 市町村の財源が十分手当されることが必要。 また、技術者の確保等の体制整備が必要。

住宅政策	<p>① 公営住宅の建設・管理は、原則、市町村の役割とする。</p> <p>② 住宅政策は、原則、市町村が担う。 ただし、地場の住宅産業の育成は県が実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の財源が十分手当されることは必要。 特に、公営住宅については、建替え、大規模改修等の長期的な財源の手当てが必要。 ○ 技術者の確保等の体制整備が必要。
------	---	---

*分野区分については別紙「各分野を担うべき主体を検討する分野区分」(案)によって記載してください。



地域主権型社会において行政サービスを担う主体について

主管課名 政策室

(1) 国の出先機関の業務・サービスのうち、市町村での対応が可能と思われるもの。

業 務	方 向 性	課題等
労働局 ・ 労働基準監督業務(労働基準監督署) ・ 職業安定業務 (ハローワーク、雇用保険関係業務)	県であれ、市町村であれ、労働局業務は全て自治体での業務受入(移管)が可能。 ・一括移管が望ましい。 ・なお、市町村移管の場合、一定規模を有する自治体組織(広域連合、事務の共同化等含む)であることが前提。	・移管業務中、「労働基準監督業務」等については、個別法令に基づいた一定基準による運用が求められるが、国レベルでの統一的な運用指針が定められれば、自治体による実施は可能。 ・「職業安定業務」については窓口・相談業務が多く含まれ、住民サービス向上の観点から、地域住民との距離が近い自治体実施することが望ましい。 ・市町村移管の場合、県の産業振興施策との連携が希薄化しないよう仕組みが必要。

(2) 各分野を担う主体について

分 野	方向性・視点	課題等
経済産業振興	①当該分野については、県民に最低限与えなければならないサービスレベルが明確に定められていない分野。 ②県として戦略的に集積を進めようとする産業への支援については県が担い、地場産業への支援については個別市町村が対応といった一定の役割分野は必要であるが、「二重行政」が許容される分野と判断。	(現状 (支援団体)) ○技術及び経営に係る全県的支援機関については県が関与。 ○なお、市町村毎に商工団体が設置されており、市町村単位での産業支援も実施。 (現状 (行政)) ○市町村で産業(商工業)支援業務を行っている団体(鳥取市、米子市程度)はほとんどなし。 ○多くの市町村が関わりを持つ分野としては、企業誘致(団地整備等)分野。

雇用就業支援	<p>①(1)記載のとおり、窓口相談的業務については市町村による実施。</p> <p>②なお、雇用就業支援については、産業振興施策と連動した形で施策展開(集積を図ろうとする産業への人材誘導など)していくことが適当であることから、原則、県が担うことが適當。</p>	<p>○①については、第一原則により判断。</p> <p>○②についても、現在、県が実施している求職者への支援活動など、相談サービス的業務については市町村が実施。</p> <p>○しかしながら、求職者の求職ニーズは在住市町村内で完結するものではないことから、全てを単独市町村で担うことは不可能。したがって、第二原則により、原則県が担うべきと判断。</p>
職業訓練	<p>①県が一元的に実施することが望ましい。</p>	<p>○細分化した訓練を提供していくには、施設や指導体制など一定のスケールメリットを維持することが必要であることから、県が施設単位での棲み分けを整理しながら、一元的に実施することが効率的。</p> <p>○したがって、①については、第二原則(スケールメリット)により判断。</p> <p>○また、地域の産業構造や求職ニーズを踏まえた訓練メニューの構築・実施が必要であることから、広域行政を担う県が実施することが適當。</p>

地域主権型社会において行政サービスを担う主体について

主管課名

農林水産部農政課

(1) 国の出先機関の業務・サービスのうち、市町村での対応が可能と思われるもの。

業 務	方 向 性	課題等
農政事務所 ・統計調査業務	<p>現在、統計調査業務は、国の事業見直しで大幅に簡素化されている（市町村ごとの数値を省略）。地元の実情に詳しい市町村が行うことでの、実態に即した利便性の高い調査が期待される。</p>	<p>調査手法の統一と、調査データの集約については、県レベルでの関与が必要。</p> <p>調査スタッフの配置等が必要。</p>

(2) 各分野を担う主体について

分 野	方向性・視点	課題等									
農業振興 (農林業振興、試験研究、普及業務)	<p>①市町村は主体的に農林業振興策等を実施し、県は必要に応じて人的、技術的な業務支援を行う。総合事務所で行っている農林業振興業務は分担を見直し、極力、二重行政を排除する。</p> <p>②試験研究は、地球温暖化等の広範な課題については国が行う。地域特産物の育成や地域の技術課題については県が対応。</p> <p>③普及は、特技普及員が市町村をまたがって技術指導しており、農政課題とマッチさせながら効率的に実施するために県が対応。専門性やスケールメリット等で、市町村が主体となることについては検討が必要。</p>										
森林整備 保安林 ・保安林の指定、解除等	<p>・水源のかん養等、森林の公益的機能の高度発揮を図るためにには、一定のスケールメリットを果たすよう管理し、機能させることが重要である。</p> <p>県は、県域的な規模においても広域性、均衡性等を保ち、適正に審査・管理を行う能力を備えていることから、国から権限を委譲し、管理することは可能。専門的・技術的な判断も必要とされることから市町村での管理はなじまない。</p>	<p>・県内3流域は重要流域に指定され、森林法で1～3号保安林については、指定・解除は農林水産大臣権限とされていることから、法改正を行い、全て知事の権限とする必要。</p> <p>参考</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1～3号</td> <td>重要流域</td> <td>大臣権限</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>重要流域以外</td> <td>知事権限</td> </tr> <tr> <td>4～11号</td> <td>全流域</td> <td>知事権限</td> </tr> </table>	1～3号	重要流域	大臣権限	〃	重要流域以外	知事権限	4～11号	全流域	知事権限
1～3号	重要流域	大臣権限									
〃	重要流域以外	知事権限									
4～11号	全流域	知事権限									

農地（転用許可）	<p>県内の土地利用関係事務については県知事での完結が適当との考えを基本としたうえで、農地転用許可事務の主体については、現在のところ以下のとおり整理されることが望ましいと考える。ただし、市町村への移譲を進めるにあたっては、意見交換等、事前に綿密な調整が必要。</p> <p>①現在大臣許可（地方農政局において処理）となっている4haを超える農地の転用については県知事許可とし、2ha超4ha以下の転用に係る大臣協議を廃止</p> <p>②現在2市町に移譲している2ha以下の転用許可権限を全市町村へ権限委譲</p>	<p>①について 法定事項であるが、今回の農地法の大改正に盛り込まれなかつたため、法改正の要望が必要。</p> <p>②について ○事務処理を行う市町村農業委員会事務局の人員・財源不足や、許可権限に付随する違反転用に係る原状回復命令、訴訟事務等に対する抵抗感から、市町村への権限移譲が進まない状況。財源の手当、事務処理の整理及び市町村の意識改革が必要。 ○今年度、市町村向けに実施した移譲に係る意向調査においては、「権限移譲を受けることによる住民サービスの向上はあまりなく、事務量増大によるデメリットの方が大きい」「市町村（農業委員会）は受益者（農業者）に近い立場にあり、客観的かつ厳正な審査が困難」といった意見も多い。転用許可事務がそれらの問題点を解消しうる事務か否か（そもそも事務の性質上、移譲に適する事務か否か）等についての検討が必要。</p>

*分野区分については別紙「各分野を担うべき主体を検討する分野区分」（案）によって記載してください。

地域主権型社会において行政サービスを担う主体について

主管課名 県土総務課

(1) 国の出先機関の業務・サービスのうち、市町村での対応が可能と思われるもの。

業 務	方 向 性	課題等

(2) 各分野を担う主体について

分 野	方向性・視点	課題等
道路の整備	<p>全国的な幹線道路網を形成し、複数県の都市をつなぐ高規格幹線道路や地域高規格道路（山陰道・姫路鳥取・鳥取豊岡宮津・北条湯原・江府三次）の整備は、国家戦略的な観点から国が行うべき。</p> <p>既存の国道を含め、他県にわたる道路、複数市町村にまたがる道路の部分的な拡幅、改良等は、地域の広域的観点から、原則県が行う。</p> <p>一市町村内で完結する道路は、地域の観点から市町村が整備する。</p>	・県、市町村とも財源の確保が必要。
道路の維持管理	原則、道路整備を行う道路管理者が維持管理を行うが、地域的道路網と捉え、経済性、迅速性等の観点から効果的な場合、市町村管理を優先させる。	・県、市町村とも財源の確保が必要。 ・県や市町村が管理する場合でも、大規模災害時の国の支援の仕組みづくりが必要。 ・路線認定、道路管理者の見直しも必要。

分野	方向性・視点	課題等
河川の管理	<p>現在、1級河川の指定区間以外（下流域）を国が管理、1級河川の指定区間（上流部分）及び2級河川は、県が管理、準用河川は、市町村が管理している。</p> <p>県内の1級河川（千代川、天神川、日野川）は、ほぼ県内で完結しており、上流から河口に至る全区間を県が管理する方が、一貫性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県が管理するにあたっては、財源の確保が必要。 ・県が管理する場合でも、大規模災害時の国の支援の仕組みづくりが必要。
治山	<p>治山事業は、森林の維持増進を通じて山地に起因する災害から国民の生命財産を保全し、また、水源涵養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一つである。</p> <p>事業の実施主体は、主に国と県であり、国は、国有林の保全又は民有林であっても県をまたぐものの、それ以外は主に県が実施。</p> <p>市町村は、激甚災害に係る隣地崩壊防止事業、災害関連山地災害危険地区対策事業等である。</p> <p>国の事業が国有林の保全と県をまたぐ民有林の保全に限定されており、また、国土保全を市町村の責務とすることもスケールメリットが無いこととなり、あまり担い手議論をすべき余地は無いと考える。</p>	

*分野区分については別紙「各分野を担うべき主体を検討する分野区分」(案)によって記載してください。

地域主権型社会において行政サービスを担う主体について

主管課名 教育総務課

(1) 国の出先機関の業務・サービスのうち、市町村での対応が可能と思われるもの。

業 務	方 向 性	課題等
該当なし		

(2) 各分野を担う主体について

分 野	方向性・視点	課題等
小・中学校教育	<p>① 小中学校は、学校教育法上、市町村に設置運営義務があり、地域の実情やニーズを踏まえた学校教育サービスを提供するためにも、市町村が設置運営することが適当。</p> <p>② 県費負担教職員制度により、教職員の人事権・人件費を県が担っているが、小中学校教育を責任を持って行うためには、人事・給与等を含め、一体的に対応することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本県では小規模な町村が多いため、指導主事等の専門職員が少ないなど、事務局体制が十分でなく、本来、市町村教育委員会が行うべき業務が十分できていない部分がある。そこで、①について適切に対応するためには、市町村教委が広域化することが適当。 ○ ②については、県と市町村が一体となった組織の在り方が望ましいが、どちらの方向に集約するかは、将来に向けた議論でコンセンサスが必要。
特別支援学校教育	<p>① 特別支援学校については、高校と同様に広域性、専門性を踏まえた対応が必要であり、県が設置運営を行う。(学校教育法上も設置義務有り)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に問題なし
高校教育	<p>① 普通高校、専門高校など広域的に学校設置が必要であり、現状と同様に原則、県が設置運営を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に問題なし
生涯学習	<p>① 狹義の生涯学習(主に社会教育)については、地域の状況や地域住民のニーズを踏まえて市町村が実施することが適当。</p> <p>県は、全県的な事業及び市町村の専門職員の研修や専門的な指導助言を担当する位置づけが適当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①②の方針のとおり、個別事業は市町村、市町村支援を県が行うように整理を進めるべき。